

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第 224 号）

第 1 審査会の結論

- 1 広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定において、開示請求の対象となる行政文書として「平成 15 年 9 月 12 日付け東広建竹第 51 号弁明書」（以下単に「弁明書」という。）及び「平成 15 年 10 月 21 日付け反論書」（以下単に「反論書」といい、弁明書と反論書を総称して「本件対象文書」という。）を特定したことは、妥当である。
- 2 実施機関が、本件異議申立ての対象となった行政文書不開示決定（不存在）を行ったことは、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成 16 年 6 月 6 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、次の（1）及び（2）の文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- （1）平成 16 年 3 月 30 日付け砂防第 54 号の行政文書開示決定通知書で示された土木建築部週間行事予定表のうち、〇〇室長が平成 16 年 2 月 18 日（水）10:30～15:00 に実施した「竹原支局内砂防事業現地調査（以下「本件現地調査」という。）」に係る事前の調査資料及び現地調査の実施結果資料の全て
- （2）平成 16 年 3 月 22 日付け砂防第 51 号の行政文書部分開示決定通知書で示された旅行命令簿及び復命書のうち、〇〇〇〇室長、〇〇主任技師及び〇〇主任主事の 3 名が平成 16 年 2 月 18 日に行った本件現地調査に係る事前の視察資料及び現地調査の実施結果資料の全て

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、上記 1（1）の事前の調査資料及び（2）の事前の視察資料について、弁明書及び反論書を本件対象文書として特定の上、行政文書部分開示決定（以下「本件処分 1」という。）を行い、上記 1（1）及び（2）の本件現地調査の実施結果資料（復命書を除く。）については、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分 2」という。）を行い、それぞれ平成 16 年 6 月 21 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 16 年 6 月 27 日、本件処分 1 及び本件処分 2 を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分1については、本件対象文書以外に対象文書が存在するはずであるから、その開示を求める。また、本件処分2については、これを取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件現地調査に係る事前の調査資料及び実施結果資料の全てを開示請求したが、行政文書としては、旅行命令簿に添付された「復命書」以外には存在しないとの不存通知があった。また、同時に、弁明書及び反論書が、本件現地調査の実施結果資料であるとの部分開示決定通知があった。

まず、①本件現地調査の趣旨は何か、②本件現地調査を誰と誰が実施したのか、③本件現地調査の具体的な箇所はどこか、④本件現地調査の具体的な内容は何か、⑤現地で何時間の現地調査をしたのか、⑥本件現地調査の数値結果はどうだったのか、⑦〇〇総室長に復命した際の具体的な資料は何か、⑧地域住民及びその代表者からの事情聴取の有無、⑨道路管理者である竹原市担当者からの事情聴取の有無、⑩道路交通法（昭和35年法律第105号）上の通行制限に係る所轄部署からの事情聴取の有無、⑪郷川に架かる橋の大部分が不法占用であることの実態把握の有無、⑫橋の設置申請に対して最優先の不許可理由とされた「近くにある橋」の峠橋が、自然災害に対しては非常に危険な県道上の橋である実態を確認した記録の有無、⑬処分庁（竹原支局）の担当責任者である〇〇〇〇課長及び〇〇〇〇係長からの事情聴取の記録などに関する基本的な当該行政文書を開示していない。

実施機関は理由説明書の中で、「本件審査請求における当事者間の事実上の主張の争点は、申請に係る橋梁がなければ家屋への進入が出来ない箇所であるかどうかであった。（中略）そして、当該調査の結果、審査庁において、争点となっている箇所について、審査請求人及び処分庁から提出されている証拠書類以外に、その主張を補足する新たな証拠を収集する特段の必要性は認められなかった。」と記載し、自らの裁量権が絶大であることを前提に、人命が危険となる自動車での通行そのものが法令等で制限されている事実を無視して、「家屋に進入できる」という短絡的な私見をもって無責任（越権）に強要したことを明示したものである。

また、「本件現地調査は、当事者から提出された弁明書及び反論書に記載された当該争点に関する事実について現地での確認を行うことを主な目的としていた。」としか記載されていないが、審査請求書や再反論書においても、唯一の進入路である市道峠郷線が、人命危険な自動車交通不能の市道であると公的に指定されていることを主張し、かつ、橋梁の設置が「必要不可欠である」と不服申立てをしていることを無視したものである。

実施機関が力説する「慎重に審査した」という前提に立てば、審査請求人の主張の原点（事実関係）について、本件現地調査において徹底した検証がなされてい

るのは当然のことであるから、その詳細について記録した測量図や現地担当者からの聴取録等の文書も当然に存在していると思料される。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分1及び本件処分2を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件審査請求における当事者間の事実上の主張の争点は、申請に係る橋梁がなければ家屋への進入が出来ない箇所であるかどうかであった。

審査庁は、行政不服審査法に基づく審査請求の審理において、その判断に必要な場所の調査を行うことができるが、本件現地調査は、当事者から提出された本件対象文書に記載された当該争点に関する事実について現地での確認を行うことを主な目的としていた。

このため本件対象文書を本件現地調査の事前調査資料として特定したものであり、また、それぞれの文書の記載内容の確認が調査目的であるから、ほかに文書を作る必要性はなかった。

そして、本件現地調査の結果、審査庁において、争点となっている箇所について、審査請求人及び処分庁から提出されている証拠書類以外に、その主張を補足する新たな証拠を収集する特段の必要性は認められなかった。したがって、異議申立人が主張しているような事項を記載した現地調査の実施結果資料は、作成する必要がなかったため作成していない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

実施機関によれば、東広島地域事務所長（以下「処分庁」という。）が平成15年7月7日付けで行った、異議申立人の関係者による砂防指定地内における制限行為の実施及び砂防設備の占用並びに普通河川等土木工事の許可申請に対する不許可処分を不服として、審査庁である実施機関（以下「審査庁」という。）に対し、当該関係者の代理人として異議申立人から審査請求（以下「本件審査請求」という。）が行われたということであった。

本件請求は、本件審査請求の審査庁の職員が平成16年2月18日に行った、本件現地調査に係る事前の調査資料及び実施結果資料の開示を求めたものである。

2 本件処分1について

実施機関は、前記第4のとおり、審査庁が本件現地調査を行ったのは、本件審査請求における当事者間の事実上の主張の争点が、申請に係る橋梁がなければ家屋への進入が出来ない箇所であるかどうかであり、当事者から提出された本件対象文書に記載された当該争点に関する事実について確認することが目的であったため、本件対象文書を本件現地調査の事前調査資料とした旨説明する。

これに対し異議申立人は、審査請求書や再反論書においても「唯一の進入路で

ある市道峠郷線が、人命危険な自動車交通不能の市道であると公的に指定されていることを主張し、かつ、橋梁の設置が『必要不可欠である』と不服申立てをしている。」として、弁明書や反論書だけでなく、これらの文書も本件対象文書とすべきである旨主張する。

確かに、審査請求人は、審査請求書や再反論書においても審査庁が本件審査請求の争点とした事実について意見を述べているため、実施機関に確認したところ、弁明書が審査請求書に記載された内容に係る処分庁の意見であり、反論書が処分庁の弁明書に係る反論であるため、これらの文書が処分庁及び審査請求人の意見を最も反映させた文書であると判断し、本件現地調査の事前調査資料としたということであった。現地調査を実施する前に調査資料としてどの文書を採用するかは、調査の目的に照らして調査を実施する者が判断することであり、審査庁が本件現地調査を実施する前に調査資料として弁明書及び反論書のみを採用したとしても特段不合理とはいえない。

したがって、実施機関が、前記第2の1（1）の事前の調査資料及び（2）の事前の視察資料に該当するものとして、弁明書及び反論書を本件対象文書として特定し、本件処分1を行ったことは妥当である。

3 本件処分2について

本件処分2は、本件現地調査の実施結果資料について、実施機関が、作成又は取得していないため不存在としたものである。

異議申立人は、異議申立書に種々の事項を例示した上で、本件現地調査の実施結果資料として当該事項が記載された文書が存在する旨主張するが、上記2で述べたとおり、審査庁は本件対象文書に記載された事実を確認するために本件現地調査を行ったものであり、調査の結果、当事者の主張を補足する新たな証拠を収集する必要性は認めなかったということであった。

現地調査の結果として何を記録に残すかは、当該現地調査を行った者が判断することであり、本件現地調査を行った結果、審査庁が本件現地調査の実施結果資料を作成する必要はないと判断し、実際、作成しなかったという実施機関の説明は不自然とはいえない。

また、当審査会において平成16年4月8日付けの本件審査請求の裁決書を見分したところ、異議申立人が主張するような文書の存在をうかがわせるような記載は確認できなかった。

したがって、実施機関が行った本件処分2は妥当である。

4 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------------------------|--|
| 18. 11. 24 | ・ 諮問を受けた。 |
| 19. 2. 26 | ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。 |
| 21. 1. 14 | ・ 実施機関から理由説明書を収受した。 |
| 21. 1. 27 | ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。 |
| 23. 1. 11 | ・ 異議申立人から意見書を収受した。 |
| 23. 3. 31 | ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。 |
| 29. 4. 25 (平成 29 年度第 1 回) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 29. 5. 30 (平成 29 年度第 2 回) | ・ 諮問の審議を行った。 |

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

| | |
|--------------------|------------|
| 井 上 嘉 仁 | 広島大学大学院准教授 |
| 松 本 亮 （ 部 会 長 ） | 弁護士 |
| 横 山 美 栄 子 | 広島大学教授 |